

# 全労済協会だより

vol.66

## CONTENTS

- 2012年度公募委託調査研究を募集しています。…1  
勤労者の福祉・生活に関連するテーマの調査・研究を募集しております。
- 講演会報告書を刊行しました。……………1  
岩手県盛岡市で4月開催の講演会「真の復興への視座～東日本大震災からの復興に向けて～」の報告書を刊行しました。
- シリーズ オフィスガード  
(団体建物火災共済) Q&A⑨ ……………2
- 全労済協会からのお知らせ ……………2  
●当面のスケジュール
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑳」…3  
「社会保障・税一体改革」について考えます。
- 全労済協会シンクタンク事業サイト新規  
オープンのご案内 ……………4  
シンクタンク事業に特化した新たなサイトがオープンしました。

## 2012年度公募委託調査研究を募集しています。

全労済協会では、勤労者の福祉・生活に関連するテーマの調査・研究を募集しております。概要は下記のとおりです。①応用・先進的研究への研究機会の提供や、②主

に若手新進研究者を対象とした研究の機会の提供の観点で採用を予定します。ご応募をお待ちしております。

### ▶2012年度公募委託調査研究の概要

**募集テーマ**：我が国の勤労者の福祉・生活実態に関するテーマの調査・研究  
その中でも特に募集するテーマは「絆の広がる社会づくり～大転換期の日本社会の展望～」

**募集期間**：2012年6月1日(金)  
～8月31日(金)17時(当協会必着)

**委託費総額**：1,800万円

☆詳しくは当協会ホームページをご覧ください  
(募集要項を掲載しております)。

●全労済協会ホームページ  
<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp/>

## 講演会報告書を刊行しました。

本誌63号でご紹介しました、岩手県盛岡市において2012年4月7日開催の講演会「真の復興への視座～東日本大震災からの復興に向けて～」の報告書を刊行しました。同報告書をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業—報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の「シンポジウム・講演会報告誌」ページからお申し込みください。

### ●報告書

「真の復興への視座～東日本大震災からの復興に向けて～講演会報告書」

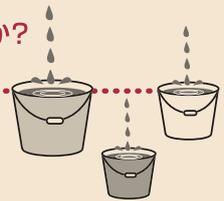
新刊



## シリーズ オフィスガード(団体建物火災共済) Q&A ⑨

**Q1** 老朽化による雨漏りについて、建物自体に事故による損害がなくても対象となりますか？

**A1** 事故性がないと支払対象となりませんので、老朽化等の自然消耗は対象外となります。



**Q2** 雪害による屋根の被害がありました。1階部分をA団体、2階部分をB団体が所有する共有物件で、両団体とも各々オフィスガードに加入しています。修理費用はA団体で負担する予定ですが、どのような形で請求を行えばよいでしょうか？

**A2** 所有者間の話し合いで、A団体にて修理費を全額支払うことが決定しているのであれば、B団体から、今回の雪害についての共済金請求権をA団体に移譲する旨の請求権の委任状を頂いたうえ、請求書類はA団体から提出してください。

**Q3** 郵便受けに車両が飛び込んだ場合、対象となりますか？

**A3** 建物に設置されている郵便受けは建物の一部として保障の対象となりますが、建物から離れて扉・門などに設置されている場合は、対象外となります。

**Q4** 期中に増口することはできますか？

**A4** 期中に契約内容の変更(口数の変更や目的物件の変更など)を行う場合は、解約・新規の取扱いとなります。ただし、増口の場合は、既加入契約の満期に合わせて短期で新規加入し、満期時に統合していただいても結構です。(契約の自動的な名寄せは行っておりませんので、団体で、満期時に契約をまとめる申請をしていただく必要があります。)

**Q5** 落雷等でパソコンが過電流により破損しました。動産を契約しているのですが、ハードとソフトの両方とも保障対象となりますか？

**A5** パソコン等のハードは保障対象となりますが、ソフトについては対象外です。例えば、データが記録されたCD-ROMが破損した場合、ハードのCD-ROMは対象となりますが、記録されたデータ(ソフト)は対象外です。



## 全労済協会からのお知らせ

### ▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
6月1日(金)~8月31日(金)	2012年度公募委託調査研究募集	
7月2日(月)	最初の評議員選定委員会	新法人移行認可に向けた最初の評議員選任について
7月20日(金)	第134回理事会	2011年度事業報告・決算報告 他
7月20日(金)	第36回評議員会	2011年度事業報告・決算報告 他



## 暮らしの中の社会保険・労働保険② 「社会保障・税一体改革」

民主・自民・公明三党の実務者間会合は6月15日、社会保障・税一体改革に関して修正合意に至りました。そこで、どのように修正され、主に何が確認されたのか、社会保障制度の持続可能性の観点から考えます。

### Q1. 合意直後、今回の合意が「増税先行・改革先送り」であるとマス・メディアで報道されましたが…。

**A1.** 三党の合意文書「確認書」「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」、「社会保障制度改革推進法案骨子」「税関係協議結果」を読むと、社会保障改革の基本的考え方等を巡る修正協議が、ねじれ国会を乗り越えるための智恵を出し合って行われ、ぎりぎりの妥協として取りまとめられた様子が伺えます。

たとえば自民党案の「社会保障制度改革基本法案(仮称)骨子」では、社会保障の基本理念として「社会保障の目的である国民の生活の安定等は、自らの生活を自ら又は家族相互の助け合いによって支える自助を基本とし、これを相互扶助と連帯の精神に基づき助け合う共助によって補完し、その上で自助や共助では対応できない困窮等の状況にある者に対しては公助によって生活を保障するという順序により図られるべきであり、…」(下線筆者。以下同じ)とされていましたが、合意された「法案骨子」では「自助・共助・公助の最適バランスに留意し、自立を家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していく。」とされました。換言すれば、社会保障制度審議会の「社会保障体制の再構築に関する勧告」(1995年)などの歴史的合意、最近では首相官邸も加わり国民的議論が積み重ねられた「社会保障国民会議」(2008年 福田内閣)や「安心社会実現会議」(2009年 麻生内閣)における社会保障改革の方向性が後戻りすることなく、引き継がれる見通しが示されたと考えられます。

### Q2. 社会保障に関してどのように合意されたのですか。

**A2.** 年金関連については、低年金高齢者が増加している現状に鑑み、2015年10月から消費税を財源に、低所得者向けに、年金への加算給付が行われます。対象者は、「住民税家族全員非課税世帯かつ年金収入及びその他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下」など一定の条件に該当する65歳以上の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者等です。給付額は月額5千円を基準に保険料納付済期間に応じて、つまり未納期間分はカットして支給されます。これにより単身高齢者の基礎的消費支出と老齢基礎年金満額とのギャップが、大きく解消されることとなります。

また、免除期間がある低所得高齢者に対しては、基礎年金の国庫負担(全額免除月の給付水準)が2008年度までは1/3(2009年度からは1/2)であることに鑑み、「老齢基礎年金満額の1/6を基本とする給付を別途行う」とされました。

次に、懸案の非正規雇用への社会保険適用拡大については、当面は500人超の事業を対象に2016年10月から実施され、対象者の1週間の所定労働時間の基準を、従来の30時間から「20時間以上かつ報酬の月額が88,000円以上」に拡大することとされました。また、受給資格を従来の25年から「10年」に短縮し、無年金高齢者を減少させること、遺族基礎年金について、母子家庭だけでなく父子家庭にも支給すること、産前産後休業取得時の保険料を免除すること、なども確認されました。さらに、厚生年金と共済年金の一元化についても2015年10月施行が合意されました。子育て関連では、家族や社会の役割を巡る与野党の考えの違いも影響して、多くは法案附則の中の検討事項とされましたが、それでも、待機児童問題を解消するため即効性のある施策を推進すること、認定子ども園の指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけること、子育て支援の質と量の充実に消費税7000億円を含めて1兆円を財源として活用することなども確認されました。

### Q3. 消費税ばかりが目目されますが、社会保障を支えるために他の税目の見直しはされないのですか。

**A3.** 一体改革から切り離すものの、2013年度税制改正に向けた所得税と相続税の見直しが合意されました。所得税率については、政府案(課税所得5000万円超は45%)と公明党の提案(課税所得3000万円超は45%、課税所得5000万円超は50%)を踏まえて検討するとともに、相続税についても、バブル期に拡大された基礎控除の水準を引き下げる方向で検討を進めること等が確認され、世代をまたぐ資産格差の継承に一定の歯止めをかけることが見込まれます。なお、消費税は、2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられますが、従来の高齢者向け3経費限定財源から、子育て支援を含めた全世代対応型の社会保障4経費財源への転換が合意されました。このように今回の一体改革は、社会保障の持続可能性と財政健全化の同時達成をめざす上での重要な一步を踏み出したものと言え、今後新設される社会保障制度改革国民会議での議論が注目されます。

(社会保険労務士 CFP® 認定者 西岡秀昌)

# 全労済協会シンクタンク事業サイト新規オープンのご案内

当協会のホームページとは別に、シンクタンク事業に特化した新たなサイトがオープンしました。たくさんのご利用をお待ちしております。

●全労済協会シンクタンク事業サイト [http://www.zenrosaikyukai.or.jp/think\\_tank/](http://www.zenrosaikyukai.or.jp/think_tank/)

●これまで当協会のホームページでご紹介していた各種活動報告や研究報告などについて、より詳しく、わかりやすく、そしてタイムリーな情報を、随時更新いたします。ご期待ください。

## ▼全労済協会シンクタンク事業サイト



「特集」、「トピックス」、「暮らしの役立ち情報」、「シンポジウム・講演会」の4つのカテゴリーで情報を発信いたします。「特集」では、震災から1年以上が経過した現在について、有識者の方にインタビューを行なっていきます。6回シリーズでお届けいたしますのでご期待ください。

各カテゴリーをクリックすると、カテゴリーごとの最新の情報がご覧いただけます。インタビューや講演会では、有識者の方がお話されている様子を、貴重な動画でもご覧いただけます!!



従来の当協会のホームページから、シンクタンク事業のホームページへ移行できるボタンも新たに設置しましたので、こちらもご活用ください。

全労済協会だより vol.66 2012年7月

発行: **全労済協会**  
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会  
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階  
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyukai.or.jp/>